

Weekly Report

第 758 号

令和6年8月5日

令和5年度のふるさと納税は1兆円超に

平成20年に開始されたふるさと納税は、返礼品の充実や平成27年度改正による制度拡充（控除上限額の引上げやワンストップ特例の導入）などで利用が拡大し、令和5年度の受入額は1兆円を超えました。

◆受入額、受入件数ともに過去最高を更新

ふるさと納税は、自治体に対する寄附額のうち2千円を超える部分について、一定の上限（収入や家族構成などにより異なる）まで所得税と住民税から全額が控除される制度です（ワンストップ特例制度を利用した場合は全額を住民税から控除）。

総務省によると、令和5年度（令和5年4月～令和6年3月）におけるふるさと納税の受入額は約1兆1175億円（前年度比16%増）、受入件数は約5895万件（同14%増）となりました。

都道府県別の受入額（都道府県分と市区町村分の合計）は佐賀県を除く46都道府県で前年度より増加しており、自治体別の上位3団体は宮崎県都城市（約194億円）、北海道紋別市（約192億円）、大阪府泉佐野市（約175億円）となっています。

◆住民税控除の適用は約1千万人に

また、令和5年中に行ったふるさと納税について令和6年度分の住民税から控除を受けた方は約1千万人（前年度比12%増）、控除額は約7682億円（同13%増）となり、控除適用者のうち約537万人がワンストップ特例制度を利用しています。

なお、ふるさと納税に係る住民税控除により、本来は居住する自治体に納税する住民税が減額となりますが、都道府県別で控除額が最も多いのは東京都の約1899億円、市区町村別では神奈川県横浜市の約305億円となっています。

本年10月から改正される児童手当制度

本年10月から児童手当制度が改正されます。

これにより、①所得制限の撤廃、②支給対象期間を高校生年代（18歳到達後の最初の3月31日まで）に延長、③第3子以降の支給額を月3万円に増額、④第3子以降となる子のカウントに大学生年代（22歳到達後の最初の3月31日まで）の子も含める、⑤支給回数を年6回（偶数月）に変更、といった拡充が実施されます。

制度改正に伴い、これまで所得制限によって児童手当を受給できなかった方や、高校生年代の子のみを養育している方などは児童手当を受給するための申請が必要となりますので、自治体から届く案内などに沿って手続きを行います。

メダリストに対する報奨金の非課税措置

開催中のパリオリンピックにおいて、メダルを獲得した日本人選手にはJOC（日本オリンピック委員会）からメダルに際して、金は500万円、銀は200万円、銅は100万円の報奨金が支給されますが、この報奨金は所得税を課さない「非課税所得」として取扱われます。

また、メダリストに対して各競技統括団体（JOC加盟団体）が支給する報奨金には一定限度額までの非課税措置があり、金500万円、銀200万円、銅100万円まで非課税となります。